

5. 在宅生活を支えるサービス

1 介護が必要な方へのサービス

訪問理美容サービス

ねたきりなどの理由で理美容店に行くことが困難な方のために、ご家庭に理美容師が訪問して理美容を行います。

【対象者】 65歳以上で要介護3～5の方

【費用】 利用負担は1回1,000円

【利用方法】 理美容券を年間6枚までお渡しします。利用するときは、協力理美容店に直接連絡して予約をしてください。訪問理美容券と利用者負担金は、訪問した理美容師に直接お渡しください。なお、洗髪は行いません。

【問合せ・申込み】 住所地のあんしんすこやかセンター（➡17頁）、住所地の総合支所保健福祉課（➡22頁）

紙おむつの支給・おむつ代の助成

ねたきりなどで失禁状態にあり、おむつを必要とする状態が2か月以上続いている方に、紙おむつを支給します。支給する種類・枚数などは区が指定する商品の中から選べます。入院等で、おむつの支給が行えない場合は、代わりにおむつ代の一部助成を受けられます。おむつ代助成は、退院後に遡っての申請はできません。

【対象者】 次のいずれかに該当する方。ただし介護保険施設（特別養護老人ホーム等）に入所している場合は対象となりません。

① 65歳以上で要介護3～5の方。病院に入院している場合、要介護認定は不要です。

② 40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者の方で要介護3～5の方。

病院に入院している場合でも要介護認定が必要です。

【利用方法】 紙おむつは月1回自宅に配送します。1月あたり500円の自己負担があります。おむつ代は、月額5,000円を助成の限度とします。申請した月以降の分から支給対象となります。

【問合せ・申込み】 住所地のあんしんすこやかセンター（➡17頁）、住所地の総合支所保健福祉課（➡22頁）

寝具乾燥サービス

身体的条件または住宅環境などにより、寝具を干すことが困難なねたきりなどの方の寝具を乾燥、水洗いするサービスです。

【対象者】 65歳以上で要介護3～5の方

【費用】 無料

【利用方法】 1年に乾燥・消毒10回、水洗い2回を行います。1回に利用できるのは、敷布団、掛布団、毛布、マットレスなど合計4枚までです。

作業日はそのつど利用者に事業者が連絡し、寝具を引き取りに伺います。乾燥は当日渡し、水洗いは翌日渡しとなります。

【問合せ・申込み】 住所地のあんしんすこやかセンター（⇒17頁）、住所地の総合支所保健福祉課（⇒22頁）

高齢者見守りステッカー

認知症により外出先から帰れないなどの不安がある方へ、氏名や住所のほか緊急連絡先などを区へ事前に登録していただいたうえで、登録番号と「高齢者安心コール」の連絡先を記載しているステッカーを配付します。

※警察や消防に保護され、照会があったときに、ステッカーの登録番号から緊急連絡先の情報を提供します。

【対象者】 次のいずれにも該当する方。

- ①要介護1以上の認定を受けている。
- ②認知症により外出すると戻れないことが「ときどきある」や「常にある」状態。



【登録事項】 住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先（2名）

【配付物】 見守りステッカー（一人20枚）

【問合せ・申込み】 高齢者安心コール ☎ 5432-1010 FAX 5432-1030
高齢福祉課 事業担当 ☎ 5432-2407 FAX 5432-3085

リフト付タクシー

障害や高齢により、外出時の移動手段として常時車いすを使用している方やストレッチャーを使用することがある方に、介護タクシーを利用する際に予約料及び迎車料相当額を補助する「予約料・迎車料補助券」を交付します。さらにストレッチャーを使用することがある方には、ストレッチャー使用料が免除となる「ストレッチャー料免除券」を交付します。ただし、補助券等が利用できるのは、区の契約事業者に限ります。

また、ストレッチャーを使用される方の予約が優先となる区の借上げ車両を、メーター運賃のみで利用できます。ただし、事前に登録が必要です。なお、介助は利用者の付き添いの方をお願い致します。

【対象者】 区内在住で外出時の移動手段として常時車いすを使用している方やストレッチャーを使用することがある方で、次の①～③いずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳 下肢、体幹、内部または平衡機能障害1～3級、脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級

②愛の手帳1・2度

③介護保険制度による要介護度3～5

【問合せ・申込み】 住所地のあんしんすこやかセンター（➡17頁）、住所地の総合支所保健福祉課（➡22頁）

世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」

障害や高齢などの理由により公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車いすのまま乗車できる介護タクシーやNPOの送迎サービスを紹介し、予約配車を無料で行います。外出の際に介助が必要な送迎も『世田谷区福祉移動支援センター（そとでる）』へご相談ください。

【対象者】 障害手帳をお持ちの方、介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方、一人では公共機関の利用が困難な方

【問合せ・申込み】 世田谷区福祉移動支援センター（そとでる）

☎ 5316-6621 FAX 3329-8311

ホームページ <http://www.setagaya-ido.or.jp>

〒156-0056 八幡山1-7-6（八幡山高齢者活動・移動支援施設内）

【受付時間】 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

【運営】 特定非営利活動法人せたがや移動ケア

車椅子の貸し出し

一時的に車椅子が必要になった場合、2か月を限度に車椅子の貸し出しを行います。

【対象者】 65歳以上又は、障害、疾病、けがなどにより短期間車椅子を必要とする方。

※介護保険サービスが優先されます。

【費用】 無料

【問合せ・申込み】 総合支所保健福祉課（➡22頁）

各まちづくりセンター（北沢まちづくりセンター、等々力まちづくりセンター、成城まちづくりセンターを除く）

緊急一時宿泊

介護保険では対応できない緊急的社会的な理由で高齢者が家族などの介護を受けられない場合に、特別養護老人ホームを一時的に利用できます。

【対象者】 65歳以上の要援護高齢者、要支援、要介護の方など

【利用方法】 1日6,100円。ただし、生計中心者の住民税が非課税の方、生活保護を受給している方は、軽減があります。その他、食費等が必要となります。

【問合せ・申込み】 住所地のあんしんすこやかセンター（➡17頁）、住所地の総合支所保健福祉課（➡22頁）

② ひとり暮らしの方へのサービス

「ひとり暮らし」とは

一緒に生活している家族などがいない65歳以上の方で、近隣（徒歩5分以内）に、いつもその方の様子を知ることができる18歳以上65歳未満の親族等のない方

会食サービス

ひとり暮らし高齢者等に対し、家庭的な料理を提供して会食を行うことで、健康保持および介護予防につなげるもののほか、地域社会との交流の機会を提供します。

【対象者】 65歳以上でひとり暮らしの方等

【費用】 1食400円～

【利用方法】 地域の会食サービス協力員（団体・個人）が作った料理を区民施設等で会食します。
会食サービスは、団体により月1回から週1回実施しています。

【問合せ・申込み】 高齢福祉課 事業担当 ☎ 5432-2407 FAX 5432-3085
住所地のあんしんすこやかセンター（➡17頁）、住所地の総合支所保健福祉課（➡22頁）

電磁調理器・自動消火装置・ガス安全システムの給付

より安全で安心な居宅での生活を確保するため、住宅用防災機器を給付します。

【対象者】 65歳以上で要支援、要介護1～5の方、ひとり暮らしの方
種目により対象者・給付条件が異なります。

【費用】 利用者負担は種目ごとの基準額の1割です。

介護保険料第1～第6段階（➡77頁）の方は、利用者負担が免除されます。

（実際の給付額が下回る場合はその額、基準額を超えた分は別途利用者負担）

【利用方法】 事前にお申し込みください。購入後の申込みは、対象になりません。

借家の場合は、家主の承諾が必要です。

【問合せ・申込み】 住所地の総合支所保健福祉課（➡22頁）

電話料金の助成

高齢者が緊急時の連絡手段を確保できるよう、固定電話の電話料金を月額1,000円助成します。

【対象者】 65歳以上のひとりぐらしで住民税が非課税の世帯（生活保護世帯を除く）

【問合せ・申込み】 住所地のあんしんすこやかセンター（➡17頁）、住所地の総合支所保健福祉課（➡22頁）

住まい見守り・補償サービス初回登録料の補助

満60歳以上の方や障害のある方が単身で区内転居をする際に、安否確認と死亡時の原状回復費用等の補償がセットになった見守りサービスに加入した場合、サービスの初回登録料を全額補助します。

【問合せ】 居住支援課 ☎ 5432-2505 FAX 5432-3040

5

在宅生活を支えるサービス



救急通報システム（愛のペンダント）イメージ

③ ひとりぐらし、高齢者のみ世帯の方等へのサービス

「高齢者のみ世帯」とは ※ひとりぐらしとは (➡57頁)

65歳以上の方々だけで生活し、近隣(徒歩5分以内)に、いつもその世帯の方の様子を知ることができる18歳以上65歳未満の親族等のいない世帯

救急通報システム(愛のペンダント)の貸与

慢性疾患などにより、常時注意を必要とする方の不安の解消と安全確保のために、ペンダント型のボタンを押すと固定電話の回線を通じて救急通報される機器を貸し出します。必要に応じて救急車が出動するとともに、救急通報協力員等が駆けつけます。

【対象者】 65歳以上で次の要件のどちらも満たしている方

①ひとりぐらし・高齢者のみ世帯の方または日中独居世帯※の方

②身体上慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある方

※日中独居世帯については、所得制限があります。(世帯全員の前年の所得合計額が4,301,000円以下)さらに同居(二世帯を含む)の場合には、同居人の不在理由が、週4日以上、かつ通勤時間を含む1日8時間以上の就労である場合に限りません。

※安全確認の機器が設置されている高齢者向け住宅にお住まいの方は、このサービスは利用できません。

【費用】 システム設置時に8,000円の費用負担があります。電話が光回線等の場合は、別途、非常用電源設置費の1割の費用負担があります(4,000円上限)。ただし、介護保険料第1～第6段階(➡77頁)の方は、費用負担が免除されます。

【利用方法】 2種類のサービスがあり、どちらかを選択できます。

①消防直接型 **令和4年8月で新規受付を終了しました。**

ボタンを押すと消防庁に通報され、必要に応じて救急車が出動するとともにボランティアの救急通報協力員が駆けつけます。1名以上の救急通報協力員(5分以内に駆けつけることができる近隣の方)の登録が必要です。通報を受けて居宅内に立ち入る場合に備え、自宅の鍵を救急通報協力員に預けていただきます。

②民間代理型

ボタンを押すと民間受信センターに通報され、必要に応じて救急車の出動を要請するとともに警備会社の現場派遣員が駆けつけます。通報を受けて居宅内に立ち入る場合に備え、自宅にキーボックスを設置します。

【問合せ・申込み】 住所地の総合支所保健福祉課(➡22頁)

住宅火災通報システム

令和4年8月で新規受付を終了しました。

火災警報器を救急通報システムに接続することで、火災を感知すると、電話回線を通じて自動的に東京消防庁へ通報され、すぐに消防車が出動します。

【対象者】 救急通報システム（消防直接型）を利用されている方で、心身機能の低下や居住環境等から、特に防火等の配慮が必要な方。（お住まいの建物にすでに火災報知器設備のある方や、鉄筋コンクリート造等の建物にお住まいの方は除く。）

【費用】 システム設置時に3,000円の費用負担があります。ただし、介護保険料第1～第6段階（⇒77頁）の方は、費用負担が免除されます。

【利用方法】 システムの設置にあたっては、借家の場合家主の承諾が必要です。

【問合せ・申込み】 住所地の総合支所保健福祉課（⇒22頁）

5

福祉電話訪問

福祉電話訪問協力員が週1回電話をかけて、日頃の悩み事などの相談に応じます。孤独感の解消を図るとともに、必要に応じて緊急連絡先や関係機関に連絡及び通報を行います。協力員は、世田谷区生涯大学修了生等に委嘱しています。

【対象者】 65歳以上のひとりぐらしの方が高齢者のみ世帯の方で、電話訪問を希望する方

【申込み】 住所地のあんしんすこやかセンター（⇒17頁）、住所地の総合支所保健福祉課（⇒22頁）

【問合せ・申込み】 住所地の総合支所保健福祉課（⇒22頁）

資源・ごみ・粗大ごみの収集サービス

資源・ごみ集積所等に資源・ごみ・粗大ごみを出せない高齢者・障害者を対象とした訪問収集などを行い、在宅生活の継続を支援するサービスです。

①資源・ごみの訪問収集：玄関先から資源・ごみを収集します。

②粗大ごみの運び出し収集：室内から粗大ごみを運び出して、収集します。

※粗大ごみの処理には、別途手数料が必要となります。

【対象者】

①資源・ごみの訪問収集

以下のいずれかに該当する世帯

- ・資源・ごみ集積所まで資源・ごみを自分で運び出すことができず、他の方の協力を得ることが難しい要介護2または同程度の65歳以上の高齢者のみ世帯
- ・障害者のみの世帯

※状況確認の面談等を行うため、事前に清掃事務所への相談が必要です。面談等の結果、対象とならない場合もあります。

②粗大ごみの運び出し収集

以下のいずれかに該当する世帯

- ・粗大ごみを自分で室内から運び出すことができず、他の方の協力を得ることが難しい65歳以

上の高齢者のみの世帯

・ 障害者のみの世帯

※1回あたり3点までとなります。

※引越し業者が入る場合などは対象となりません。

※重量のある物など運び出すことができないと判断した場合は、お断りすることがあります。

【問合せ・申込み】

①資源・ごみの訪問収集

世田谷・北沢地域の方：世田谷清掃事務所 ☎ 3425-3111

玉川地域の方：玉川清掃事務所 ☎ 3703-2638

砧・烏山地域の方：砧清掃事務所 ☎ 3290-2151

②粗大ごみの運び出し収集

世田谷区粗大ごみ受付センター ☎ 5715-1133



ふれあいサービス事業

区内にお住まいの高齢者や心身に何らかの障害がある方等で日常生活にお困りの方を対象に、「住民同士の支えあい」の活動として家事支援・生活支援・外出支援を行います。

【ふれあいサービス利用会員会費】

利用料のほか年額2,000円(3か月以内の短期利用は1,000円)の会費がかかります。

【交通費】協力会員が訪問する際に、交通費(実費)がかかることがあります。

●家事支援・生活支援・外出支援

日常生活に援助が必要な方の自宅等に協力会員(サービスを提供する方)が伺い、家事や外出同行等のお手伝いをします。

家事支援・・・掃除、洗濯、アイロンかけ、衣類の整理、布団干し、買い物(代行)、食事作り、片付け

生活支援・・・見守り、話し相手、薬取りなど

外出支援・・・散歩、買い物(同行)、通院・通学、趣味等

※車いすの方もご利用いただけます。

【費用】1時間あたり・・・1,000円

●ごみ出しサービス

お身体が不自由でごみが出せない方の自宅に協力会員が伺い、ごみ収集日の朝、ごみ出しをします。

【費用】1か月 1,000円(週2回まで)

【問合せ】お住まいの地域の社会福祉協議会事務所

世田谷地域社会福祉協議会事務所

☎ 3419-2311 FAX 3419-2354

北沢地域社会福祉協議会事務所

☎ 5787-8537 FAX 5787-8533

玉川地域社会福祉協議会事務所

☎ 3702-7777 FAX 3702-7861

砧地域社会福祉協議会事務所

☎ 5727-6101 FAX 5727-6103

烏山地域社会福祉協議会事務所

5314-1891 FAX 5314-1893

くらしの多彩なニーズにお応えします

公益社団法人世田谷区シルバー人材センターでは、下記のサービスを行っています。

【主な仕事 家庭】 目安となる主な仕事と見積基準額

(令和3年4月1日現在)

家事援助サービス	2時間～3時間1回3,220円～	食事の支度、住居内清掃、洗濯等、年末の大掃除1,280円～
除草作業	1人1時間1,320円～	
植木の水やり	1人1回1,150円～	落ち葉はき 1人1時間1,370円～
着付け	訪問着5,100円	浴衣2,500円・小紋4,000円
襖の張替え	標準・片面1枚2,930円～	お見積いたします。
障子の張替え	標準1枚1,630円～	お見積いたします。
簡単な大工作业	1日1人11,520円～	お見積いたします。

【あったかサポート】 高齢者がちょっと困ったときにあたたかいサポート

受付条件 ①65歳以上のひとり暮らし又は、高齢者世帯のみ対象となります。

②引き受け可能サービス ゴミ出し、植木鉢の片づけ・移動、買い物、電球の交換、物の移動(同一階のみ)、簡単な家具の組立・解体・移動、電化製品の使い方の説明。

③1回1人1,000円(1時間以内)1回につき、1作業に限ります。

【主な仕事 企業等・公共機関】 屋内外軽作業、清掃、配布と配達、施設管理等

【主な仕事 独自事業】 学習教室、陶芸教室、パソコン教室、カルチャー教室

※開催についてはお問い合わせください。

【お仕事ご依頼にあたって】 高齢者にふさわしい仕事をお引き受けしております。なお、内容や条件等によりお引き受けできない場合もございます。お気軽にご相談ください。

【問 合 せ】 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

宮坂1-24-6 宮坂区民センター2階

(東急世田谷線宮の坂駅下車 徒歩0分)

メールアドレス setagaya@sjc.ne.jp

ホームページ <https://webc.sjc.ne.jp/setagaya/>

宮坂本部 ☎ 3426-9211 FAX 3426-9506

烏山支部 ☎ 5316-1371 FAX 5316-1372

4 住宅を改修するためのサービス

住宅改修費の助成

身体状況から住宅を改修する必要がある方に、改修費の一部を助成します。
改修を開始する前にご相談ください。改修後のご相談は助成対象になりません。
また、新築および増築の場合は助成の対象になりません。助成の内容は下記の2種類です。

① 予防改修費の助成

手すりの取り付け、段差の解消等、介護保険の住宅改修と同じ改修内容（➡99頁）です。基準額は20万円です。

【対象者】 65歳以上で介護保険の要介護認定で要支援・要介護に該当しなかった方のうち、身体機能の低下のため住宅改修が必要と認められる方

② 設備改修費の助成

工事内容	浴槽の取りかえおよびその付帯工事	基準額	379,000円
	流し・洗面台の取りかえおよびその付帯工事		156,000円
	和式から洋式便器への取りかえおよびその付帯工事		106,000円

【対象者】 65歳以上で介護保険の要介護認定の申請をした方のうち、身体機能低下のため、既存の設備の使用が困難な方です。ただし、所得制限があります。（世帯全員の前年所得の合計額6,232,000円以下）。また洋式便器への取りかえおよび浴槽の取りかえは、介護保険で同様の工事を実施していない方に限ります。

【費用】 ①・②の改修とも利用者負担は基準額（実際の工事が下回る場合はその額）の1割～3割です。①は介護保険料第1段階（➡77頁）の方は、費用負担が免除されます。また、基準を超える分は利用者負担となります。

【問合せ・申込み】 住所地の総合支所保健福祉課（➡22頁）

住宅改修相談

理学療法士などの専門家を派遣し、改修内容のアドバイスを行います。

【対象者】 65歳以上で身体状況に合わせた住宅改修を行う方

【費用】 無料

【問合せ・申込み】 住所地の総合支所保健福祉課（➡22頁）

保健センター専門相談課 ☎ 6265-7546 FAX 6265-7549

家具転倒防止器具取付支援

高齢者、障害者等がお住まいの住宅の居室、寝室等にある家具について、地震時の転倒を防ぐため、家具転倒防止器具の取付を区が支援いたします。

【対象者】 満65歳以上の方のいる世帯等

【費用】 器具・工賃含め2万円まで無料

【問合せ・申込み】 防災街づくり課 ☎ 6432-7177

耐震シェルター等設置助成

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅にお住まいの方に対して、地震発生時の建物倒壊から自らの安全を確保するため、耐震シェルター、耐震ベッドの設置費用の一部を助成いたします。設置場所は1階に限ります。

【対象者】 次のいずれにも該当する方

- ①昭和56年5月31日以前に着工した平屋または2階建ての木造住宅で、一戸建て住宅、店舗等併用住宅（1/2以上が住宅である場合に限る）、長屋または共同住宅に現にお住まいになっている。
- ②申請日において、申請者が満65歳以上等。
- ③申請者の前年の年間所得額が、200万円以下。
- ④区民税を滞納していない。
- ⑤世田谷区木造住宅耐震改修等助成金交付要綱に基づく改修助成金の交付を受けていない。

※建物所有者以外の方が申請者となる場合は、建物所有者の承諾が必要になります。

【助成対象】 区が指定した耐震シェルターおよび耐震ベッド。（詳しくはお問合せください。）

【補助金の額】 助成対象の耐震シェルター、耐震ベッドの設置に要する費用（設置のための補強工事費を含む。）上限30万円（1,000円未満の端数切捨て）。期間限定（令和7年度まで）で、一部上乘せ助成があります。

【問合せ・申込み】 防災街づくり課 ☎ 6432-7177



5 ご家族の方への支援

家族介護教室

家庭での介護について、気持ちや身体に負担の少ない方法を学ぶことができます。区のおしらせ「せたがや」、区のホームページ等で開催日時をお知らせします。

【問合せ】 高齢福祉課 管理係

☎ 5432-2397 FAX 5432-3085

介護者の会・家族会

高齢者や認知症の方などを介護している方が、介護のヒントや経験などを共有したり、日頃の思いを語り合う場です。

開催日時、会場、連絡先などが掲載されたパンフレットをあんしんすこやかセンター、総合支所保健福祉課で配布します。

【問合せ】 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

☎ 6379-4315 FAX 6379-4316

介護マーク

介護マークとは、介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。あんしんすこやかセンター、総合支所保健福祉課で、お渡ししています。

【問合せ】 介護予防・地域支援課

☎ 5432-2954 FAX 5432-3085



ストレスケア講座

認知症の方を介護している家族を対象とした、介護者が抱えるストレスケアに役立つ知識など、理論と実践を交えて学ぶ講座です。

【問合せ・申込み】 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

☎ 6379-4315 FAX 6379-4316

家族のためのところが楽になる相談

認知症の方を介護している家族向けに、臨床心理士による個別相談を行っています。

【問合せ・申込み】 住所地のあんしんすこやかセンター (➡17頁)

家族介護慰労金

世田谷区内の住居にお住まいで、要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）または要介護3以上と認定された方で、介護保険サービスの利用がなく、次のすべての要件に該当する場合、介護している家族に家族介護慰労金（年額10万円）を支給します。

【申請できる方】

- ①要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）または要介護3以上と認定され、認定後1年間に介護保険サービス（通算10日以内のショートステイ、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の利用を除く）を未利用で、通算90日以上入院をしていない方を同居して介護している家族・親族等（同性パートナー等を含む）
- ②介護を受けている方と介護者のいずれの世帯も住民税が非課税である。

【問合せ・申込み】 介護保険課保険給付係（➡75頁） 住所地の総合支所保健福祉課（➡22頁）

